年　　月　　日

施設型給付対象の幼稚園・認定こども園

満３歳児用

市型預かり保育～わくわく！はまタイム～を利用する保護者のみなさま

＊＊＊幼稚園

市型預かり保育～わくわく！はまタイム～利用開始時の提出書類について

（新たに市型預かり保育の利用を希望する場合）

**◎市型預かり保育を利用するには、利用開始前に手続きが必要です**

　表１・２からご自身が該当する「保護者の状況」を確認していただき、**必ず利用開始前までに**必要な手続きを行ってください。

**利用開始までに間に合う日付を設定してください**

表１（保護者の片方が表２に該当する場合を含む）

|  |  |
| --- | --- |
| 保護者の状況 | 必要な手続き |
| 市民税**非課税世帯であり** | 月48時間以上64時間未満の範囲で（**１週11時間10分以上****14時間54分未満**の範囲で※） | 会社や自宅を問わず、働いているとき | 月　　日（　）までに、①就労（予定）証明書等、利用要件を満たすことを証明する書類②利用料通知書の写しを園に提出してください。　 |
| 病人や障害者、要介護者を介護しているとき |
| 大学や職業訓練校などに通っているとき |
| 市民税**課税世帯****であり** | 月48時間以上（**１週11時間10分以上**※） | 会社や自宅を問わず、働いているとき |
| 病人や障害者、要介護者を介護しているとき |
| 大学や職業訓練校などに通っているとき |
| ・妊娠しているときや出産後の休養が必要のとき |
| ・病気・けがや障害のため保育を必要とするとき |
| ・自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき |
| ・仕事を探しているとき(求職中) |
| ・虐待や配偶者等からのＤＶ(家庭内暴力)のおそれがあるとき |

* ひと月＝4.3週換算

表２

|  |  |
| --- | --- |
| 保護者の状況 | 必要な手続き |
| 市民税**非課税世帯****であり** | 月64時間以上（**１週14時間54分**を超えて　※） | 会社や自宅を問わず、働いているとき | **利用開始前に**施設等利用給付認定を受けてください。※施設等利用給付認定の申請・変更等は、　　区こども家庭支援課に提出してください。 |
| 病人や障害者、要介護者を介護しているとき |
| 大学や職業訓練校などに通っているとき |
| ・妊娠しているときや出産後の休養が必要のとき |
| ・病気・けがや障害のため保育を必要とするとき |
| ・自宅や近所の火災などの災害の復旧にあたっているとき |
| ・仕事を探しているとき(求職中) |
| ・虐待や配偶者等からのＤＶ(家庭内暴力)のおそれがあるとき |

* ひと月＝4.3週換算

**区名入力等、適宜**

**修正してください**

**(園でとりまとめることも可)**

【注意事項】

**・育児休業中は市型預かり保育を利用できません。**

・施設等利用給付認定の申請のために区役所に提出する書類は、念のため、**コピーをとっておいてください。**

**◎こんなときは、必ず園に相談してください**

・仕事を辞めたとき、変わったとき（同じ職場で契約内容が変わった場合を含む）

・産前産後休暇から育児休業に入ったとき

　・仕事で預かり保育を利用していて、産前産後休暇に入るとき　等

**施設等利用給付認定の認定区分（１号/２号）・期間・事由等に変更があった場合や、市型預かり保育を利用する保護者の状況が変わった場合は、速やかに園へお知らせください。**

※「施設等利用給付認定２号・３号の認定期間が切れていた」、「仕事が変わり月48時間未満の仕事になっていた」等が後から判明した場合、市型預かり保育の利用対象とならず、無償化の対象外となることがあります。ご不明な点等ございましたら、必ず園に相談してください。